



佐野市告示第161号

都市計画の決定及び図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第20条第2項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。

平成30年6月14日

佐野市長 岡部正英

1 都市計画の種類及び名称

足利佐野都市計画土地区画整理事業 駅南公園西土地区画整理事業

2 都市計画を定める土地の区域

決定する部分

佐野市高砂町及び若松町の各一部

3 縦覧場所

佐野市都市建設部都市計画課